

水産関係民間団体事業実施要領の運用について

平成 22 年 3 月 26 日
21 水 港 第 2597 号
水 産 庁 長 官 通 知
〔 最 終 改 正 〕
〔 令 和 2 年 4 月 30 日 〕
2 水 港 第 179 号

第1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）の第2の別表に掲げる事業とする。

第2 共通事項

1 事業実施計画の提出及び変更

実施要領第3の1の事業実施計画は、別記参考様式第1号により作成し、実施要領第3の2の事業実施計画の重要な変更は別記参考様式第2号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

また、水産庁が別に定める公募要領に基づく課題提案書を提出した場合は、これをもって事業実施計画書に代えることができるものとする。ただし、課題提案書の内容に変更があった場合については、別記参考様式第2号により提出するものとする。

なお、個別事業ごとに様式が定められている場合には、それによるものとする。

2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第18の3に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降5年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第3-1号により事前に水産庁長官と協議する。
- (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降5年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第3-2号により水産庁長官に報告する。

4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

第3 事業の目的、内容等

実施要領に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。

2-3-(5) 水産業労働力確保緊急支援事業

(1) 事業目的

漁業・水産加工業において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、技能実習生等が入国できない、また、一時帰国した外国人船員を再乗船させることが困難な状況の中、人手不足を解消し事業の継続を図ることを目的とする。

(2) 事業実施主体

(3)のアについては全国水産加工業協同組合連合会、イについては一般社団法人大日本水産会とする。

(3) 事業の内容

ア 人材確保支援

地域の作業経験者等を、新型コロナウイルス感染症の影響により人手不足となった漁業・水産加工業の経営体（以下この項目において単に「経営体」という。）が雇用する場合、掛かり増し経費の一部を助成する。

イ 遠洋漁業の船員対策事業

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて次期航海における外国人船員の確保が困難と予想される場合において、漁業経営体が既存外国人船員の継続雇用等を通じて操業を継続した場合に生じた掛かり増し経費の一部を助成する。

(4) 事業の実施

ア 人材確保支援

(ア) 事業実施主体は以下について速やかに実施すること。

- a 経営体に対して、この事業の募集を行う。また、募集にあたっては、Webサイトへの掲載等により事業内容や応募方法について広く周知する。
- b 経営体から別記様式第1号により応募があった場合は、助成対象として適正かを判断し、適正である場合は別記様式第2号により交付決定を行う。
- c 交付決定した経営体から別記様式第3号により実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正であると認められた場合には、助成金を支払う。
- d 事業実施主体は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができる。経営体から別記様式第4号により概算払請求書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適正であると認められる場合において助成金の概算払いを行うものとする。
- e 上記aからdまでを実施するにあたり、適切な運営が実施できるよう漁業や水産加工業の知見を有する者等で構成する運営委員会を設置することとし、疑義が生じた場合には運営委員会に随時諮るものとする。
- f 上記aからdまでを実施するにあたり、経営体の実施状況等を現地で確認する必要がある場合は、現地調査を行う。

(イ) この事業の実施にあたり経営体は以下について実施する。

- a この事業に応募したい経営体は、別記様式第1号により助成申請書を事業実施主体に提出する。
- b 交付決定を受けた経営体は、事業が完了次第速やかに別記様式第3号により実績報告書を提出する。
- c 経営体が概算払いを受けようとするときは、別記様式第4号により概算払請求書を事業実施主体に提出する。
- d 事業の実施にあたり問題が生じた場合は、速やかに事業実施主体に報告し、事業実施主体から指導を受けた場合はそれに応じること。

イ 遠洋漁業の船員対策事業

(ア) 事業実施主体は以下について実施すること。

- a 漁業経営体に対して、漁業者団体を通じて、本事業の内容、応募方法について広く周知する。
- b 漁業経営体から別記様式第5号により応募があった場合には、速やかに別記様式第6号により、水産庁長官の承認を得て、助成金を支払う。
- c 事業実施期間終了後、別記様式第7号に基づき事業実施報告書を水産庁長官に提出するとともに、助成金に残額が生じているときは、残額を国庫に返納する。

(イ) この事業に応募したい漁業経営体は、該当する漁船毎に別記様式第5号により助成申請書を実施主体に提出する。

(5) 助成対象経費と補助率

ア 人材確保支援

(ア) 事業実施主体

助成の対象となる経費は、事業実施主体がこの事業を実施するにあたり必要な経費（賃金、人件費、旅費、通勤手当、通信運搬費、消耗品費、その他）とし、助成額は定額とする。

(イ) 経営体

経営体が地域の作業経験者等を雇用するにあたり助成の対象となる経費は次のとおりとし、助成率は1/2以内とする。

- a 経営体が、当初受入を予定していた外国人技能実習生等の賃金と、当該実習生の代わりとして、地域の作業経験者等の国内人材を雇用（助成対象は原則3ヶ月以内の期間とする。）するにあたり必要となった賃金の差額（国費は一人につき5,000円/日を上限とする。）
- b 経営体が、当初受入を予定していた外国人技能実習生等の代わりとして、地域の作業経験者等の国内人材を雇用（助成対象は原則3ヶ月以内の期間とする。）するにあたり要した傷害保険料（国費は一人につき2,000円/月を上限とする。）
- c 交通費（ただし、水産庁長官が認めた場合に限る。）
- d その他事業実施主体が必要と認める経費

イ 遠洋漁業の船員対策事業

助成の対象となる経費は次のとおりとし、助成率は1/2以内とする。

- (ア) 漁業経営体が、既存の外国人船員等をドック等により操業を行っていない間も雇用する場合に必要となった賃金
- (イ) 漁業経営体が、操業再開にあたり通常の外国人船員に代えて日本人船員を一時雇用（原則、3ヶ月以内の期間とする。）した場合に必要となった賃金の差額
- (ウ) その他、船員の福利厚生費等の差額など上記（ア）及び（イ）に伴って発生したと認められる経費

(6) 要件

ア 人材確保支援

事業実施主体は、交付決定した経営体からこの事業の実績報告書の提出があった場合、以下の要件を全て満たす場合に限り、（4）のアの（ア）のbからdまでの規定に関し、適正と認めるものとする。

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初受入を予定していた外国人技能実習生等が入国できなかったこと等により人手不足となった経営体であること。
- (イ) 実績報告書により助成対象とされている、当初受入を予定していた外国人技能実習生等の代わりに雇用した地域の作業経験者等の人数が、（ア）により人手不足となった人数と同じ又はそれより少ないこと。
- (ウ) 当初受入を予定していた外国人技能実習生等を受け入れることができなかった等により、当該外国人技能実習生等に支払う予定であった賃金と、本事業により、当初受入を予定していた外国人技能実習生等の代わりに雇用した地域の作業経験者等の賃金の差額の1/2以内の額が計上されていること。
- (エ) 上記（ア）から（ウ）までについて、証拠書類により客観的にその事実を証明できること。

イ 遠洋漁業の船員対策事業

水産庁長官は、以下の要件に基づき、（4）のイの（ア）による助成金の支払いを承認する。

- (ア) 船員の雇用（継続雇用を含む。）が新型コロナウイルスの感染拡大による我が国の規制等によりやむを得ないものと認められる場合であること。
- (イ) 申請書に記載された内容が証拠書類等により客観的に証明できること。

(7) 事業の委託

事業実施主体は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができる。

(2-3-(5) 水産業労働力確保緊急支援事業)

別記様式第1号

水産業労働力確保緊急支援事業助成申請書

年 月 日

全国水産加工業協同組合連合会
代表理事会長 ○○○ ○○○ 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

水産業労働力確保緊急支援事業について、下記のとおり事業を実施したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-3-(5)の(4)のアの(イ)の規定に基づき申請する。

記

雇用期間	人 数	事業に要する経費		事業に要する助成額	備 考
		賃金の差額	傷害保険料		
○月○日～○月○日					
合 計					

- ※1 外国人技能実習生等を受け入れる予定であったこと等を示す証拠書類（技能実習計画書等）を添付すること。
- ※2 雇用が開始されていない場合は、計画について記載し、備考欄に「計画」と明記すること。
- ※3 雇用期間には、この事業の助成対象となる期間を記載すること。
- ※4 雇用期間等の雇用条件が異なる場合は行を分けて記載すること。
- ※5 賃金の差額については、(5)のaに規定した差額について、雇用期間内にこの事業に要する額の合計を記載し、備考欄に計算方法を明記すること（差額○○円/時×○時間等）。また、差額を算出する根拠となる、証拠書類に記載された支払う予定であった賃金とこの事業で代わりに雇用した（又は、する予定の）賃金を備考欄に記載すること（賃金の差額=代わりに雇用した賃金-予定賃金）。

別記様式第2号

水産業労働力確保緊急支援事業交付決定通知書

年 月 日

○○○ ○○○ 殿

全国水産加工業協同組合連合会
代表理事会長 ○○○ ○○○ 印

令和2年○月○日付けにて提出された水産業労働力確保緊急支援事業助成申請書に基づく助成金については、下記のとおり交付を決定したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-3-(5)の(4)のアの(ア)の規定に基づき通知します。

記

雇用期間	人 数	事業に要する経費		事業に要する助成額	備 考
		賃金の差額	傷害保険料		
○月○日～○月○日					
合 計					

※ 事業が完了した場合は別記様式第3号により、速やかに実績報告書を提出すること。

別記様式第3号

水産業労働力確保緊急支援事業実績報告書

年 月 日

全国水産加工業協同組合連合会
代表理事会長 ○○○ ○○○ 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

○○年○月○日付け○○第○○○○号により交付決定のあった水産業労働力確保緊急支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-3-(5)の(4)のAの(イ)の規定に基づき、報告する。

記

雇用期間	人 数	事業に要した経費		事業に要した助成額	備 考
		賃金の差額	傷害保険料		
○月○日～○月○日					
合 計					

※1 賃金が明記された雇用契約書、支払いを証明する書類、その他事業実施主体が要求する証拠書類を添付すること。

※2 雇用期間には、この事業の助成対象となる期間を記載すること。

※3 雇用期間等の雇用条件が異なる場合は行を分けて記載すること。

※4 賃金の差額については、(5)のaに規定した差額について、雇用期間内にこの事業に要した額の合計を記載し、備考欄に計算方法を明記すること（差額○○円/時×○時間等）。また、差額を算出する根拠となる、証拠書類に記載された支払う予定であった賃金とこの事業で代わりに雇用した賃金を備考欄に記載すること（賃金の差額＝代わりに雇用した賃金－予定賃金）。

別記様式第4号

水産業労働力確保緊急支援事業助成金概算払請求書

年 月 日

全国水産加工業協同組合連合会
代表理事会長 ○○○ ○○○ 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により助成決定のあった水産業労働力確保緊急支援事業について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-3-(5)の(4)のイの規定に基づき、金〇〇〇〇円の概算払により請求する。

記

雇用期間	人数	事業に要する経費		事業に要する助成額	既受領額		今回請求額		残額	
		賃金の差額	傷害保険料		金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高
〇月〇日～ 〇月〇日										
合 計										

別記様式第5号

水産業労働力確保緊急支援事業（遠洋漁業の船員対策事業）助成申請書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会
代表理事会長 〇〇 〇〇殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

水産業労働力確保緊急支援事業（遠洋漁業の船員対策事業）について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-3-(5)の(4)のイの(イ)の規定に基づき、申請する。

記

1. 漁船名、漁業種類及び許認可番号
2. 助成に係る期間
3. 対象となる船員数、氏名及び国籍
4. 対象となる船員の助成に係る期間における業務内容
5. 助成に係る経費の総額
6. 上記経費の内訳（項目及び金額）
7. 助成対象となる理由

※ 賃金が明記された雇用契約書、支払いを証明する書類、その他事業実施主体が要求する証拠書類を添付すること。

別記様式第6号

水産業労働力確保緊急支援事業（遠洋漁業の船員対策事業）承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

一般社団法人大日本水産会
代表理事会長 ○○ ○○ 印

水産業労働力確保緊急支援事業（遠洋漁業の船員対策事業）について、別添のとおり申請があったので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-3-（5）の（4）のイの（ア）の規定に基づき、下記につき承認されたく申請する。

記

1. 漁船名（経営者、許認可番号及び漁業種類を併記）
2. 事業総額
3. 助成額及び助成率
4. 上記助成を行った場合の事業資金の残額

別記様式第7号

水産業労働力確保緊急支援事業（遠洋漁業の船員対策事業）実施報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

一般社団法人大日本水産会
代表理事会長 ○○ ○○ 印

年 月 日付け第 号をもって補助金交付決定通知があった標記補助事業について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-3-（5）の（4）のイの（ア）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 事業対象となった隻数及び漁船名（経営者、許認可番号及び漁業種類を併記）
2. 事業に要した金額及び内訳（漁船毎）
3. 事業資金の残額

※ 上記事業実施に係る水産庁長官による承認書の写しを添付すること。